

外国人留学生に関する安全教育の現状と課題

丹野 健一郎

第一工業大学(東京上野キャンパス)専任講師
〒110-0005 東京都台東区上野7-7-4
e-mail: k.tanno@ueno.daiichi-koudai.ac.jp

Current status and issues of safety education for international students

Kenichiro Tanno

Daiichi Institute of Technology (Tokyo Ueno campus) Lecturer
7-7-4 Ueno Taito-ku Tokyo 110-0005 Japan
e-mail: k.tanno@ueno.daiichi-koudai.ac.jp

Abstract

This research report presents the current situation and recommendations on safety education for international students studying in Japan. Safety education is very important for international students to study in Japan. For example, at present, the Immigration Bureau in Japan may, unfortunately, refuse to renew the status of residence of “University students” upon admission. This is not only a personal problem for Japanese expenses supporters. In order to prevent this, it is possible to avoid the problem of renewal of status of residence by submitting public documents such as tax documents in Japan for individual applicants when accepting admission applications. We also need to collect new and correct information about international students and explain them to international students studying in Japan.

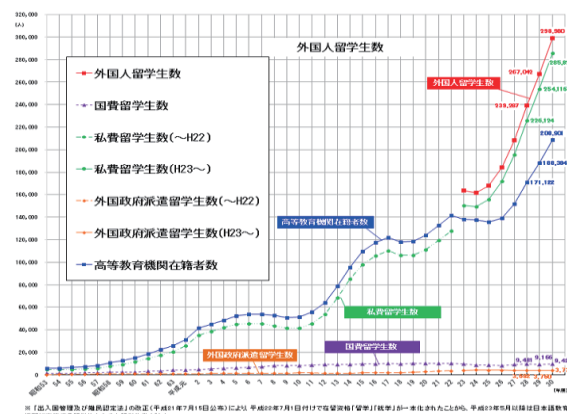
Keywords: international students studying in Japan, safety education for international students, tax documents in Japan

1. はじめに

本研究報告で扱うテーマで外国人留学生に関する安全教育とは、日本で学ぶ外国人留学生の在留資格や彼らの日本における留学生活上に関する注意事項について、その現状と課題を示し、さらに提案を試みるものである。

現在、筆者は、学校法人都築教育学園が運営する第一工業大学が2010年4月にキャンパス業務を開始した東京上野キャンパス(※以下、本学と略す。)で、教員として本学に在籍する外国人留学生向けのサービスを提供する国際交流センター、および危機管理委員会の一員として

在職している。



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月1日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」が一律延長されたため、平成23年5月以降は日本国政府機関に在籍する留学者数も先年の水準を大幅に上回った。

(図1 JASSO 作成による「平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果」より)

現在、日本で学ぶ外国人留学生は、東日本大震災等による影響を除き、毎年増加の傾向にある(図1)。

しかし、近年、日本では外国人留学生を取り巻く環境が変わってきている。たとえば、1980年代から2010年代にかけて多かった、主に中国や韓国からの外国人留学生が減少し、現在では主にベトナムやネパールからの外国人留学生の増加、さらには南アジアや中央アジアなどからの外国人留学生も徐々にではあるが増えていることは言うまでもないだろう。

2. 外国人留学生についての現状

一般的に日本の教育機関が私費外国人留学生を受け入れるにあたっては、まず、建学の精神を理解し、将来の自分の夢の実現のために真摯に勉学に励みたいとする出願者について、たとえば、本学の外国人留学生を対象とする入学試験の方法の一つとして、日本語能力試験N2レベル程度の能力を持つ者を対象とする学力試験と面接によって選抜するのであるが、これは、文部科学省の言葉を借りるならば「真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する」(※1 文部科学省「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知)」より引用。)ことを具体化したものであることは言うまでもない。

さらに、日本国籍の者ではなく、外国籍の者を入学許可するということから、入国管理局がその者の日本国内における在留許可に必要な「教育を受けようとする機関の入学許可書の写し、研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該教育機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書」、および「在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書」(※2 入国管理局「在留資格認定証明書交付申請必要書類一覧」より引用。)が申請人より正しく準備され、その審査を経てから、在留資格「留学」が発給され、正式な在籍となる。

もちろん、日本国内での学位の取得を目指した学習活動においては、在留資格「留学」以外にも「家族滞在」などによる在籍も可能である。(なお、今後は、日本のいわゆるビザ政策の変化により、母国からの呼び寄せ家族による在留資格「家族滞在」を取得し、日本での就学を希望する外国籍が多くなることも予想されるだろう。)

3. 最近の注意すべき課題として在留資格「留学」更新不許可の発生

大学入学試験合格後の日本語学校や専門学校からの進学希望者の受け入れにおいては、在留資格「留学」の更新の段階で不許可となる問題が発生している。特に出身学校からの推薦状を得て、入学試験を突破した者が在留資格更新の段階で不許可となることについては、外国人留学生を指導する筆者個人としても非常に残念な気持ちになる。

これは、入国管理局の審査により大学入学以前の在留状況が不良であったということの証拠であるが、筆者が日本語学校や大学別科などの日本語教育機関や同業者との意見交換をする限りにおいては、「学習態度は良好であったが、(アルバイト時間の超過等についての確認をする際に)留学生の言葉を信じるしかない」というのが現状である。

本来ならば、私費外国人留学生が有する在留資格「留学」に応じて資格外活動許可を入国管理局に申請し、通常は週28時間(ただし、長期の休業となる夏休みや冬休みなどの休業期間中は1日8時間まで)のアルバイト活動を法律で認められているが、実際には、そのルールが守られていないと言わざるを得ないし、その大きな理由は私費外国人留学生の出身家庭の経済状況に起因するものであることは言うまでもないだろう。

たとえば、在ベトナム日本国大使館のホームページ(※3 在ベトナム日本国大使館「ビザ申請に関するお知らせ」より)には留学ビザを使って働くことを強く戒める注意喚起や警告が掲示されているのは、その傍証とも言える。もちろん、私費外国人留学生をアルバイトとして雇っている事業者としては「重要な労働力であり、必要な届け出はきちんとしている」と反論されそうでは

あるが、外国人留学生として日本に在留する以上は、やはりルールを確実に守らせるように、有識者の声を反映させる形で現状を徐々に改善するしかないだろうと考える。

4. 留学生活上の注意事項について、警察機関と連携することの重要性

日本で外国人留学生が留学生活をおくる上で、重要な事項は、勉学に励むこと、さらに必要に応じて学位を得ることは当然であるが、これと同様な事項として、日本の法令を遵守させることも重要である。

たとえば、日本の高等教育機関においては、過去に発生した大学紛争による一種のアレルギーのように大学内の教育的活動に警察関係者が積極的に関与してゆくことが「大学の自治」に反すると考える向きもあるようだが、価値観や思考回路、あるいは文化的、歴史的背景の異なる国から日本へ留学してきた海外の若者たちに対して、海外では規制されていないことではあっても日本国内では法律的に禁止されていることを周知徹底させるための有効な方法の一つとしては、現職の警察関係者をゲストスピーカーとして招聘し、日本で学ぶ外国人留学生たちにタイムリーな話題を提供してもらうことである。

これは、筆者個人の海外における実際の留学体験や教員経験でも、役に立ったと考えるからである。実は筆者の留学先(のちに勤務先でもあった)であった中国の大学や研究所では、外国人留学生向けのオリエンテーション期間中に国際交流担当の職員による留学生活の注意事項のほか、地元の警察署からゲストスピーカーとして制服姿の職員が中国国内で禁止されている違法薬物や禁止されている行為などについて「母国とは事情が違い、中国では重大な犯罪となる」ことについての注意が中国語、および各国語で行われ、「外国人であっても最高刑が死刑となる場合がある」ことを強い言葉で説明した途端に一部の外国人留学生がざわついていたことを強く覚えている。

さて、本学では毎学期の開始を迎えるオリエンテーション(写真一①)期間中に、外国人留学生を対象とした在留資格更新に関する注意喚起をしている。たとえば、学則に関連した学生の懲戒に関する注意喚起だけでなく、日本の法令

順守をするようにも指導している。

さらに、毎年前期授業期間中に、例えば、本学の所在地を管轄する警視庁管内でも各国版のポスター掲示による犯罪に関する注意喚起、あるいは、例年6～7月に地元の警視庁上野警察署の担当者をゲストスピーカーとして主に本学の新生向けの授業(本学ではオフィスアワーと呼んでいる。)の一環で特別に招へいし、「安全講話」(写真一②)というテーマで交通安全や防犯意識の向上等について日本語による説明や映像の視聴も実施しており、さらに、適宜、パンフレットやリーフレットの配布を通じて、安全意識の向上に努めているため、本学で学ぶ外国人留学生たちからも高い評価を得ているところである。



(写真一① 2018年度前期オリエンテーション内の国際交流センター担当によるガイダンス実施の様子である。)



(写真一② 2017年度前期に警視庁上野署の協力により実施された安全講話の様子である)



(写真一③ 2016 年度前期に大学校舎から上野公園までの避難経路を確認するために実施された避難訓練の様子である)

さらに、このような活動を通じて、大学内でも警察関係者が外国人留学生に対して注意喚起を行っているという話題が本学に在籍する外国人留学生を通じて、その外国人留学生の周囲に伝われば、本学が防犯意識の向上に努めているという対外的な宣伝と犯罪の抑止にもつながり、結果として、外国人留学生たちが日本で安全な留学生活をおくるための助けとなるものと筆者は考えている。

このほかには、近年に発生した東日本大震災などの大規模自然災害に対応するため、外国人留学生を避難訓練に参加させ、本学では指定避難場所としている上野恩賜公園への避難経路の確認(写真一③)を毎年実施している。

次に、いわゆる外国人留学生の「在籍管理」について言及したい。本学では、毎学期のオリエンテーション時期になると、在留カードだけでなく、予めパスポートや健康保険証などの必要書類を準備させ、「学生現況届」(写真一④)という用紙に必要事項を本人の手書きで記入させ、回収し適切に保管している。

(写真一④ 学生現況届の裏表。これは学期ご

とのオリエンテーションの際に外国人留学生、および日本人学生にも必要事項を記入させ、国際交流センターに提出し、保管している)

これは、本学教務担当が管理する成績や出席管理情報、学費の未収状況だけでなく、国際交流センターとして、外国人留学生に関する緊急連絡先やアルバイト先の店舗情報、時給や職種などの情報について、個人情報の取扱いに注意しつつ、外国人留学生本人から提供させるようにしている。

しかし、近年では、入学時は電話番号があっても、在学中から維持費用の安いデータ通信に限定された端末を持つことにより、電話番号がない者、あるいは連絡手段がSNSのアカウントという者も発生してきている。そのため、大学発行のメールアドレスや教員と外国人留学生本人がお互いのアカウントを交換し、従来の電話連絡によらない方法で連絡をするようになってきていることも指摘したい。

5. これからの私費外国人留学生の受け入れについての提案

今後、日本国内の各高等教育機関が日本語学校や専門学校などの日本語教育機関から私費外国人留学生を学力と面接による選抜の上で受け入れるにあたっては、いわゆるアルバイト活動による留学ビザ更新不許可という事態を避けるためにも以下の提案を考えている。

まずは、出願の時点で、従来の出願書類の他に、パスポートに資格外活動許可のシールがある場合に限って、すべてのアルバイト先の情報を出願者本人が所属する日本語学校の確認を受けてから提出するようにすべきであると考ええる。

また、時期的に可能であるならば出願者本人の現住所がある自治体発行の課税証明の提出、あるいはアルバイト先が作成した年収見込み証明、またはアルバイト先が提供した給与明細について、入職時から出願直前までの期間中の分を提供させることが望ましいと考える。なお、現在、ごく一部の事業者を除いて、ほとんどの事業者がコンピューターで給与情報の電子化が進んでいるため、いわゆる「資料の提供ができない」といった事態はないだろうとも考えられる。

もちろん、その出願者がアルバイトしている事業者に対して、大学の願書提出の際に、将来の在留資格更新の準備としてアルバイト給与情報が必要となることを出願者が説明できるように出願者が所属する日本語教育機関の理解と協力も必要となってくると思われる。いずれにせよ、アルバイトに関係する必要情報(正確な情報)の提供を出願者が拒む場合は、合格手続き後の更新手続きにも支障が出るのが強く予測されるため、出願そのものがないようにするべきであると考え。

あるいは、入学手続きの段階で、アルバイトに関するすべての情報や資料の提出を求め、自治体が発行する課税証明などの資料からアルバイト時間が超過していると強く想定される場合には、在留資格「留学」の更新不許可となる可能性が非常に高いため、入学辞退等を含めた指導、あるいは出身日本語学校や専門学校等への通告と該当者への帰国指導を依頼することも検討するべきであろう。

6. むすびにかえて

本研究報告を書いている筆者は「若い時代の留学経験は、後の人生を豊かにする。だから、留学をしなさい。そして、海外で困ったことがあったら、自分から積極的に動きなさい」という助言を十数年も前の大学院生の頃に某大先輩よりご教示いただいたことがあったが、当時の留学先である中国はスマートフォンやインターネットも現在のように普及していなかったため、結果的に自分の足と目と手で資料や情報を集めて判断することが身についた。翻って、現在は、たとえばスマートホンの普及により、情報のために移動することなく、手軽に情報が入手できるような時代になったにも関わらず、よく考えて行動しない外国人留学生の多さに吃驚する。ある日、外国人留学生と話をしていると、たとえば、アルバイトやビザの問題について「……どこの誰々はこのようにやっても問題がなかったです。だから私もダイジョーブ……」などといった発言を耳にすることがある。さらに話を聞いていくうちに、その情報の主な発信元は母国の仲間間で交流しているSNSであったり、友人の友人のさらに友人の話のような根拠が不確定な情報が元となったりしている。これは、言い換えれば、

ある気がかりなことについて、その不安を隠したいという外国人留学生の気持ちの表れなのかもしれない。だからこそ、外国人留学生へのサービスを担当する一員として、本報告である筆者もできるだけ正確な情報の把握とその情報の更新、あるいは、警察関係の説明会や外国人留学生の指導をしている本学の教職員が(財)入管協会、私学団体の外国人留学生に関する研修会に積極的に参加する中で得られた最新情報の収集に努めながら、国際交流センター内で業務に関係する情報として、その取扱いには十分に注意しながらも、他の職員と共有しつつ、本学で学ぶ外国人留学生への更なるサービス向上に努めなければならないと考える。

7. 謝辞

本研究報告をまとめるにあたり、日頃から本学東京上野キャンパスの国際交流センターで外国人留学生の在留資格に関する業務に従事している職員宇野克介氏のご教示と唆唆に富んだご指摘に深く感謝を申し上げます。

<参考文献>

- 1) 日本学生支援機構 (JASSO)「平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果」
https://www.jasso.go.jp/sp/about/statistics/intl_student_e/2018/index.html
(2019 年 5 月 6 日 閲覧)
- 2) 文部科学省「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm (2019 年 5 月 6 日 閲覧)
- 3) 入国管理局「在留資格認定証明書交付申請必要書類一覧」
<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/syori.html> (2019 年 5 月 6 日 閲覧)
- 4) 在ベトナム日本国大使館「ビザ申請に関するお知らせ」
https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/nihongomensetsujisshi.html#a-5
(2019 年 5 月 6 日 閲覧)